

一並白砂糖壹斤ニ付、上代三百八拾八文、中代三百七拾貳文、下代三百五拾六文、  
和三盆壹斤ニ付、上代五百八拾文、中代五百拾六文、下代四百四拾八文、

黑砂糖壹斤ニ付、中代貳百四拾八文、

右之通り、當時小賣直段奉申上候以上、

元治元子年六月

雜載

深川八幡旅所門前  
彌兵衛店

砂糖渡世源次郎印

〔空華日工集〕應安三年八月一日、泉倉貺沈香一塊砂糖一壺蠟燭十條、蓋俗所謂恃怙之節也、  
〔鈴鹿家記〕應永元年十二月廿九日辛未、御本所エ若狭兩人ヨリ御歲暮ニ白砂糖卅斤上ル、

〔大館常興日記〕天文十一年二月朔日、さたう一桶拜領之、常興好物由きこしめされ候間被下之旨、  
被仰下之也、一段身に餘添次第也、御使祐阿及晚來臨也、五月十三日、さたう一おけ、からうり二、  
初佐女中より給之、梅松同之、

〔信長記十三〕大坂城開渡事

六月〇天正廿六年、土佐國長曾我部方ヨリ逸物ノ青鷹十六連、砂糖三千斤進上シケレバ、砂糖ヲ  
バ馬廻中へ被下ケリ、

〔島津國史二十三年公〕慶長十三年七月二十四日公〇家獻砂糖二千斤蘭二本於神祖、八月十日、内書答  
之、據慈眼公舊譜

〔年成錄雜議〕黒砂糖は毒ありて功能なし、ことにおさな子の病つくること、上が上下が下のがる  
るものなし、この國におひ出ぬこそめでたけれ、禁制していれずあらん、  
黒砂糖禁あらば、琉球の民のなげきとならんか、此を製して白砂糖となさばよきなり、彼地に教  
て製せしめんに、何事かあらん、さらすば此をやめて芋にてもかへよかし、砂糖漬てふ菓子も禁